

議案第 5 5 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 6 月 2 4 日

三 朝 町 長      安      田      真      一      郎

平 成 8 年 6 月 2 5 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第      号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考中「別表」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。